(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。) 第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された 工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、 運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定め るものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によ る。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び 環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとす る。

区域	緑地の面積の敷地 面積に対する割合 (以下「緑地面積	環境施設の面積の 敷地面積に対する 割合
都市計画法(昭和 43 年法律第 100号)第8条第1項第1号に規	率」という。) 100分の10以上	100分の15以上
定する準工業地域(以下「準工業 地域」という。)		
都市計画法第8条第1項第1号 に規定する工業地域(以下「工業 地域」という。)及び同号に規定	100分の5以上	100分の10以上
する用途地域の定めのない地域 (以下「用途地域の定めのない		
地域」という。)		

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 前条に規定する緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下この条において「規則」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条の表に掲げる区域又は同表に規定する区域以

外の区域(以下この条において「その他区域」という。)のうち2以上の区域に わたる場合において、同表に掲げるいずれかの区域の敷地割合(当該敷地のう ちそれぞれの区域に属する部分の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下 この条において同じ。)が最も高い場合にあっては、当該敷地の全部について 同表の当該区域の規定を適用し、その他区域の敷地割合が最も高い場合にあ っては当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

(隣接する地方公共団体の長との協議)

- 第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、 市長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に新設又は変更の届 出が行われる特定工場について適用する。

(経過措置)

2 昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場において、昭和 49 年 6 月 29 日以後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第 3 条の規定にかかわらず、法準則備考第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 3 項の規定の例による。この場合において、法準則備考第 1 項第 2 号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域及び用途地域の定めのない地域にあっては「0.05」と、法準則備考第 1 項第 3 号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域及び用途地域の定めのない地域にあっては「0.1」と、法準則備考第 3 項第 1 号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域及び用途地域の定めのない地域にあっては「0.05」と、法準則第 3 項第 2 号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域及び用途地域の定めのない地域にあっては「0.15」と、工業地域及び用途地域の定めのない地域にあっては「0.15」と、工業地域及び用途地域の定めのない地域にあっては「0.15」と、工業地域及び用途地域の定めのない地域にあっては「0.1」と読み替えるものとする。